

平成28年度 第1回
徳島県動物愛護推進協議会

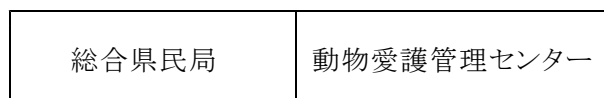
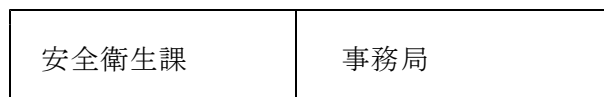
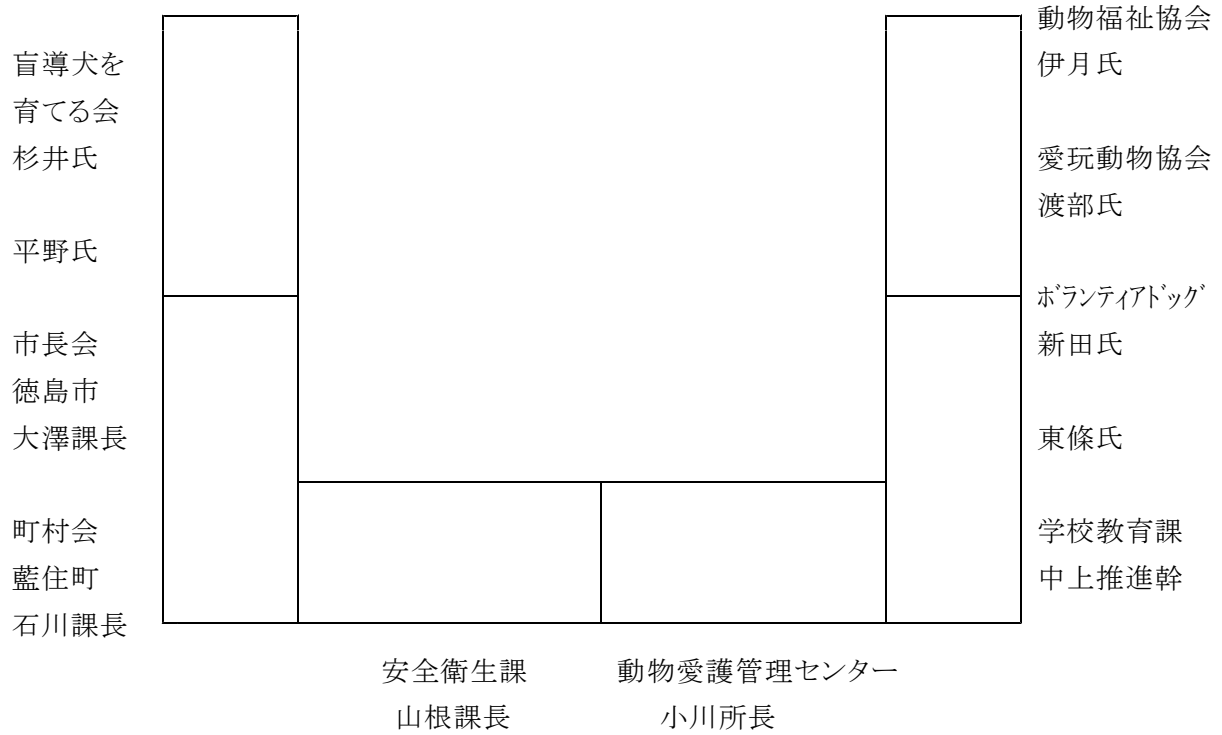
とき 平成28年7月1日(金)
午後2時から午後4時まで
ところ 万代南1会議室

議題

- (1) 平成27年度動物愛護管理業務実績報告と課題について
- (2) 平成28年度 動物愛護管理事業計画(案)
- (3) 平成28年度新規事業について
 - 1) 徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金のTNRへの活用
 - 2) 「譲渡交流拠点施設」整備事業
- (4) 環境省モデル事業概要
 - 1) マイクロチップ装着の推進
 - 2) 広域譲渡の推進
- (5) 災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクト飼い主募集について
- (6) 平成28年熊本・大分震災に係る熊本市からの被災犬の受入れについて

獣医師会
塩本会長

会 長



推進協議会委員

区 分	協議会構成団体
1 行 政	徳島県危機管理部県民くらし安全局 安全衛生課長 山根泰典 動物愛護管理センター所長 小川寿宏 徳島県教育委員会 学校教育課 学力向上推進幹 中上齊 徳島県市長会 徳島市市民環境部市民環境政策課長 大澤昇司 徳島県町村会 藍住町生活環境課長 石川洋至
2 有 識 者	(公社)徳島県獣医師会 会長 塩本泰久
3 動物愛護団体等	(公社)日本動物福祉協会徳島県支部 副支部長 伊月高憲 (公財)徳島の盲導犬を育てる会 事務局 杉井ひとみ (公社)日本愛玩動物協会徳島県支所 支所長 渡部奈美
4 公 募	特定非営利活動法人 ボランティアドッグ育成センター 代表 新田訓由 平野登美子 東條仁志

平成 27 年度第2回徳島県動物愛護推進協議会

事務局 ただいまから「平成 27 年度第2回徳島県動物愛護推進協議会」を開催いたします。

開催に先立ちまして、昨年 10 月交通事故で急逝されました山橋衛二さん、バルデス君、動物愛護週間の啓発キャンペーン等にもご参加いただいた、盲導犬を育てる会の会員の方なのですが、交通事故でお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りし、1分間の黙とうをしたいと存じます。皆さまで黙とうをお願いいたします。

黙とう。

黙とう、終わり。お直りください。ありがとうございました。

改めまして、開会にあたりまして、動物愛護管理センター所長の佐川より、ご挨拶を申し上げます。

佐川所長 動物愛護管理センターの所長の佐川でございます。一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、年度末お忙しい中、動物愛護推進協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室の今西室長補佐の出席をいただいております。室長補佐におかれましては、お忙しい中ご臨席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、平成 26 年度知事が殺処分ゼロを目指す方針を打ち出しております。平成 27 年度は、災害救助犬・セラピー犬等の育成プロジェクトの本格始動が始まっております。災害発生時に、早く人命救助に役立つ災害救助犬をセンターに収容された犬から育成するプロジェクトでございます。平成 28 年3月6日に災害救助犬候補犬試験において2頭が合格し、3月 11 日に森泉さんを招いて開催した「動物愛護セミナー 2016」にて知事から認定書を渡されたところでございます。今後、本格的な訓練が開始されるところでございます。本日ご臨席の皆様の支援、ご協力により、平成 28 年度以降も、新たな災害救助犬・セラピー犬の育成に努めて参ります。

さて、さらに、新たな「ペットに優しいまちづくり」の推進の一環では、環境省のモデル事業に、「マイクロチップの装着の推進」、「広域譲渡ネットワークの構築」が採択され、マイクロチップ等の支援を頂き、推進しております。9月には、センター開所以来、初めて知事をお迎えし、動物愛護推進員さんとのわくわくトークを実施致しました。目的達成するために、本格的に譲渡交流拠点施設の建設へと承認されたところでございます。平成 28 年度基本設計・実施設計を行い、29 年度建設を行い、30 年度に供用を開始する予定として道筋ができているところでございます。

一方で課題として、平成 26 年度には 1,600 頭と、殺処分頭数が順調に減って参りましたが、平成 27 年度は子猫の持ち込みが急激に増加し、ボランティアによる譲渡の努

力、平成 22 年度から推進してまいりました地域猫活動も、獣医師会の努力の元、大幅な手術を増加いたしましたにも関わらず、推進計画では 1,100 頭であります。本年度は 1,500 頭前後に落ち着く見込みでございます。飼い主のいない猫対策が緊急の課題となっております。

このため、新しく平成 21 年度から始まった、市町村交付金制度を活用し、28 年度から、飼い主のいない猫の TNR 活動支援を組み込み、猫の避妊、去勢手術を市町村、獣医師会の協力の元、行ってまいります。今後は、様々な事業を展開し、殺処分ゼロを達成するために努力してまいりますので、委員の皆さまにおかれましては、ご意見・ご審議をよろしくお願い致します。これをもって、挨拶に代えさせていただきます。

事務局 それでは、本日オブザーバーとしてお越しいただいております、今西室長補佐、一言ご挨拶をいただけますか。

今西室長補佐 環境省動物愛護管理室の今西と申します。昨年も今年も呼んでいただきまして、大変ありがとうございます。私としてもいろんな機会で様々な方とお話をして、行政をどのように進めていくのかというのを日ごろ考えているところです。

いま、殺処分のテーマということになりますと、平成 26 年度の数というのは、引き取り数が 15 万 1 千頭、返還譲渡致しまして止むを得ず殺処分となったのが 10 万 1 千頭ということで、平成元年が実は 100 万頭という数だったものが、十分の一以下になっていきます。皆様方のご協力あつての減少というふうに思っておるところです。

そういった数になってきますと、実はいろいろと課題が見えてきます。つまり、これまでは犬と猫が一緒の数字でやっております、我々の方も基本指針では、平成 35 年までに引き取り数を 10 万頭にするということで、犬と猫を一緒に考えていたのです。しかしながら、今年度の殺処分の数は犬が 2 万 2 千頭、猫が 8 万頭という形で非常に猫が多いというデータになっています。これは今までに犬の対策と猫の対策がそれぞれやられてきている中で、かなりの差が出てきているということがひとつあると考えております。やはり犬と猫というのは分けて考えていかなくてはいけないなと思っておるところでございます。

実は先週の土曜日、処分ゼロを法的にどう考えるかというシンポジウムがありまして、私がパネラーとして出席してきましたのですが。パネルディスカッションに先駆けて、殺処分の現状を説明させていただいた時に、私の方で言った内容というのが 2 つあります。

一つは、これまで 100 万頭という数をどれだけ下げていこうかと、殺処分ということはどういう数なのかということをお話ししてきました。しかしながら、犬の数が 2 万 2 千頭とかなり少なくなってくる、当然ながらこれは日本全国の数字ですので、自治体によっては色んな数字があつて、中には、一桁の数字の自治体も出てきているというような状況になってきたときに、やはりこの殺処分が何を意味するのか、ここをしっかりと考えないと、つまり殺処分ゼロといって何を 0 にするのか、というところが大事になって

くる。

そういうことを考えて、例えばその一例ですが、イギリスには RSPCA（英国動物虐待防止協会）という国際団体があります。その RSPCA の 2013 年のデータを見ますと、RSPCA が助けた犬の数が1万8千頭です。その中で、獣医の判断で処分をしました、という数が6千頭です。収容スペースがないのでやむを得ず処分したのが 165 頭です。RSPCA の方が日本に来られた際に、「RSPCA の考える殺処分ゼロというのは何ですか」とお聞きすると、「その 165 頭をゼロにすることなのだ」と。

じゃあ日本の殺処分の数には何が含まれているのかといいますと、環境省の方で告示を決めております。それは自治体に、狂犬病予防法の収容も含めて引き取られた数が母数になっていて、そこから返還譲渡をし、それ以外で残ったものが殺処分頭数という形になっています。処分の仕方が、返還譲渡以外は全て殺処分というふうに決めていますので、日本全国の 10 万1千頭の中には、先ほどの RSPCA によるところの 6 千頭（獣医師判断による処分）が含まれているということになります。

ですので、ここまで数が減ってくると、各自治体で様々な課題をかかえる中で、やはりどういったものをゼロにしていくのかということを考えておかないといけないときになってきたのかなというふうに思っているところです。

例えば、殺処分ゼロということで有名な熊本市ですが、実は今年度殺処分しています。つまり飼い主も手に負えないような攻撃的な犬がいて、それについてはやむを得ず殺処分しました。それは獣医の判断で殺処分しました、というふうなことがあります。

ですので、そういった獣医師判断のものまで、どのように扱うのかというところは、やはり今後考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っている、これも、明らかに殺処分の数が減って来ているからこそ考えなければいけないということだと思います。そういった課題も含めて、やはり様々な課題が出てきているのかなというふうに思います。

もうひとつ、私の方で説明したい内容というのが、都道府県差、いわゆる地域の差というお話です。先ほど熊本市の話をしたんですが、当然ながら殺処分というのは非常に少なくなっている都道府県、市町村もあれば、当然ながら、野良犬野良猫の方が多くて殺処分の数があるという自治体もあります。

ただし、なぜそういうことになっているのか、ということを理解をしてもらわないといけないということもありまして、地域の差ということを考えていただきたいと思います。

地域の差というのは人口とかも関わってきます。つまり人口が少ないと、自ずと譲渡をうけてもらえる数が少ないということになります。東京は人口1千万人いますから、譲渡を受ける方がたくさんいますので、譲渡の数も多いです。では人口 10 万人当たりについて見てみるとどうなのかといいますと、実は全国平均 10 万人当たり 29 頭が平均の譲渡数です。東京はそれに対して 11 頭なんですよね。なので、譲渡の割合から考えてみると、やはり人口の多い所には受け皿がまだあります。まあ単純計算ですから簡単な話ではないですが、ただ新たな譲渡先を考えるときに広域的な譲渡というのは、実際には考えられる話なのかなということで、今回徳島県さんにモデル事業としてやってもらって

るところであります。

そういった形で、殺処分数が減っているということが、こういった新たな課題というか、考えていかなければいけないところを、生み出しています。当然悪い話ではなくて、よりいい方向には進んでいる、いい方向に進んではいるんだけどその先には壁がある、また乗り越えて、また壁がある、乗り越えてというところだと思っています。

ですので、環境省としてもこういった県というところの機能というのが、非常に今後大事になってくるということを思っておりますので、引き続きよろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。

室長補佐には、引き続き当協議会後に行う、平成 27 年度環境省モデル事業報告検討会にもご出席いただきます。それでは、本日ご出席いただいております、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

委員名簿は、配布資料の1ページに掲載しております。

続きまして、会議に先立ちまして、当会の委員長である徳島県獣医師会会長の塩本会長にご挨拶と議事の進行をお願い致します。

塩本会長 塩本です。忙しい所わざわざお越しいただきましてありがとうございます。先ほど事務局から話がありましたように、資料にもございますように平成27年度第2回目でございます。第2回目ということは、今年度の総括と来年度の計画でございますので、できるだけ審議を多くして、来年度に向けて話をしていきたいと思っております。

いま今西室長様から話がありましたように、全国的な話があった中で、徳島県としてどういう位置づけにあって、これからどういう方向で、どういう手段で持って、やっていかなければいけないのか、できるだけ、皆さまのお知恵を貸していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを致します。

それでは座って議事の進行をさせていただきます。

まず最初に、この次第の方には入っておりませんが、前回の協議事項の概要を事務局よりお願いしたいと思っております。

事務局 事務局から3ページから 19 ページまでの概要を説明させていただきます。

それでは、議題に入る前に、前回、平成 27 年 7 月 21 日に開催しました、「平成 27 年度第2回動物愛護推進協議会」の協議内容を説明申し上げます。資料3ページから 19 ページになります。

議題1といたしまして、「平成 26 年度動物愛護管理業務実績」を報告しました。犬猫殺処分頭数がセンター開所当時、10,263 頭なのに対して、平成 26 年度は 85 %減少にあたる、1,600 頭であったこと、しかしながら平成 26 年度に収容された犬猫の総数の 75 %が殺処分となっていることなど等の指摘があり、県の殺処分ゼロの考え方や処分数と減らすためには、市町村の協力が不可欠である、譲渡前提での持ちこみを増加させない、などのご意見をいただきました。

議題2では、「平成 27 年度の新規事業について」ご紹介しました。まず、災害救助犬・ふれあい活動犬育成プロジェクトの進捗状況及び、平成 30 年度までに救助犬・ふれあい活動犬合わせて 100 頭の目標であること。次に、マイクロチップ等、所有者明示推進のため、神奈川県、香川県、3 県合同での啓発パンフレット作成、さらに、環境省モデル事業として採用された、マイクロチップ普及推進と広域譲渡についてです。

東日本で、茨城県、静岡県が広域譲渡ネットワークを作っている事を受け、西日本でのネットワークづくりについて検討する、広域譲渡の在り方についてご説明いたしました。委員の皆さまからは、災害救助犬等の育成の流れ等についてのご意見があり、本プロジェクトはあくまで県独自の認定を行い、本格的な認定機関へと進めていく主旨の確認や、災害時に活動するハンドラーさん、ふれあい活動犬の飼い主さんの募集対象や参加への動機づけの大切さなどのアドバイスをいただきました。

また、マイクロチップ推進では、獣医師会のご協力で、施術と登録料込み 3,000 円で装着可能なキャンペーンをしていただいております、委員の方からのご意見ご一部反映させていただき、獣医師会の助成金を使った、飼い犬、飼い猫の不妊去勢手術時に合わせて、マイクロチップ装着推進をいただくなど、前向きに進めていただいております。

議題3では、「殺処分ゼロへの壁として、多頭飼育、放し飼い、常態化する野犬の生息地、無責任なえさやりの問題、飼い主がいない猫の引き取り増加や地域猫活動を行っている地域への遺棄について」、委員の皆さま方から、適正飼養モラル向上のための地道な活動、とにかく不妊去勢手術の普及啓発活動の必要性、市町村と連携した飼い主がいない猫対策としての TNR 活動支援の要請などの意見が寄せられました。

お目通しをいただき、修正があるような箇所がございましたら、動物愛護管理センターの方までご連絡ください。後日、議事録として県のホームページに掲載することとなりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

塩本会長 ありがとうございます。それでは、議題に入っていきたいと思います。

まず、最初の議題1につきまして、これも事務局の方から説明をお願いします。

事務局 では、ページ数 20 から 21 ページ、平成 27 年度2月末までの動物愛護管理実績について説明いたします。

20 ページ、21 ページをご覧ください。平成 27 年度2月末までの時点での動物愛護管理実績を掲載しております。数字は2月末時点のものであり、その後ろのカッコ内に前年度平成 26 年度の2月の数と比較した、プラスマイナスの数を記入しております。まず、「(1)徘徊犬の抑留頭数」です。成犬 345、子犬 298 の、合計 643 頭の犬を抑留しました。これは、前年度からマイナス 134 頭でした。野犬の苦情の総件数自体は、昨年度と比較して、大きく減少しておりますが、従来から苦情の元となっております、山間部ですとか、河川敷などの場所での苦情が依然として多いです。

「(2)引き取り頭数」を掲載しております。まず、「① 飼い主が所有権を放棄し、引き取りを申請したもの」、こちらが、犬が 109 頭、猫が 42 頭でございました。前年度と比較して、犬はプラス 15 頭、猫はマイナス 34 頭でした。今年度は多頭飼育が崩壊した事例が複数件ございまして、前年度から少し犬が増えたような形になっております。

引き取りには至らなかったものの、保健所や動物愛護管理センターへ飼い主から引き取り相談があったものの件数を下に示しております。相談件数の総数は 281 件、そのうち引き取る理由がないとして飼い主を説得し、飼い主が引き続き飼っているというのが 257 件ございます。引き取りを説諭した理由を下にグラフで示しております。もっとも多かった理由は、犬(左側のグラフ)では、新たな譲渡先を見つける努力を飼い主がしていない場合です。猫(右側のグラフ)では、繁殖制限措置をしておらず、子猫のみを引き取りを希望される飼い主さんが多く、親猫の繁殖制限をしてくださいということで説諭を行っています。

次に「② 飼い主が不明ということで所有者以外の方から引き取りをした件数」です。犬は 309 頭、猫は 988 頭でした。犬は昨年度マイナス 18 頭とあまり変わっていないんですけれども、猫の引き取り頭数が昨年度プラス 240 頭と、大きく増加をしております。猫の引き取り頭数は、県西部、南部での、大人の猫、成猫の持ち込みが非常に多かったと思います。そこで、県から市町村の担当者へ、県民へ猫の捕獲機などの貸出などを行わないように通知を実施致しました。

次に、「(3)動物愛護管理センターまたは保健所から飼い主の元へ返還した頭数とその返還率」を示しております。まず、「① 返還頭数」としましては、犬が 149 頭で、前年度からマイナス 33 頭でした。猫は 16 頭で、前年度からプラス4頭でした。犬の返還頭数自体は減っているんですけれども、収容自体が減っているということも影響していると思われまます。

次に、資料 21 ページをご覧ください。

「② 返還率」は、全体のうちどれくらいの割合で飼い主の元に返還されたかという数字を示しております。犬のうち、飼い主の元に返還されたのが 13.7 %、前年度と比較しまして、マイナス 1.2 %でした。全体の収容頭数は、犬は 1,083 頭でした。次に猫ですが、返還率は 1.4 %で、昨年度と変わりありませんでした。猫の全収容頭数は合計で 1,071 頭でした。飼い主の明示がされていない犬猫の収容数の割合が増加しております。

次に「(4)譲渡総数」を示しております。2月までの時点で、平成 27 年度、570 頭の犬と猫を譲渡しております。まず、「① 一般譲渡」と言いまして、動物愛護管理センターに直接飼い主さんが来られて、譲渡したケースが 190 頭ございました。内訳は、犬が 128 頭、猫が 62 頭です。昨年度と比較しまして、犬はプラス 37 頭、猫はプラス 34 頭と増加しております。

次に、③となっておりますが「② 団体譲渡」として、県の動物愛護管理センターに

譲渡ボランティア団体として登録をいただいている団体さんがいくつかございます。そちらの団体を通して、新しい飼い主の元へ譲渡された頭数が 380 頭ございました。内訳は、犬が 206 頭、猫が 174 頭でした。前年度から比べますと、犬はプラス 17 頭、猫はプラス 129 頭と、猫の団体譲渡の頭数が非常に大きく増加しております。

この理由として考えられますのが、本年度から新しく、ミルクボランティアという一時的に預かっていただいて、幼い猫を離乳するまで育ててもらおうというボランティアの制度を新しく設けました。そちらの開始により、これまで安楽死をしていた、幼齢な子犬、子猫の譲渡の機会が増加したことが原因と考えられます。

次に「(5) 処分頭数」を示しております。犬の処分頭数が2月末で 600 頭、前年度からマイナス 161 頭です。そして猫の処分頭数が 819 頭で、前年度プラス 43 頭です。本年度から、環境省の方で処分頭数の内訳を、「①譲渡不適」、そして「③収容中の死亡」、そして「②どちらにも当てはまらない、その他」、という3分類をすることが始まりましたので、そちらの内訳を説明いたします。

犬のうち、人に慣れていない野犬ですとか、治癒の見込みがない、瀕死状態の犬など、譲渡が不適であると判断をして処分をしたものが、287 頭いました。そして収容中に死亡したものが 56 頭いました。そしてそれ以外の理由で、止むを得ず処分したのが 257 頭いました。

そして、猫の方は人に慣れていない成猫など譲渡不適として処分したものが 232 頭、収容中に死亡したのが 192 頭、そしてその他やむを得ず処分したのが 395 頭という内訳でした。

前回、殺処分ゼロの定義の話がでましたけれども、今後県が目指す殺処分ゼロというのは「②その他の処分」というのを0に近づけていくことにあたります。

次に「(6) 今年度の収容頭数」、です。犬は 1,083 頭で、前年度からマイナス 140 頭、猫は 1,071 頭で前年度プラス 210 頭、猫の収容頭数の削減が重要な課題となっております。

最後に、「(7) 地域猫活動の実施状況について」説明いたします。

平成 27 年度の実績は、2月末の時点で、平成 26 年度からの継続も含みまして、28 地域の支援を行い、合計 453 頭の猫の避妊、去勢手術を実施致しました。今後の検討課題としまして、妊娠時期に手術の希望が重なって、動物愛護管理センターでの手術が可能な頭数を超過してしまって、手術の希望があることが多く、手術が追いつかない場合があること、また手術の支援期間を現在6カ月としておりますが6カ月を経過した後の手術の希望があること、そして現在の猫適正飼養ガイドラインでは、地域猫活動を行う方は猫にあげる餌はその都度片付けることとしておりますが、置き餌といいまして、餌を食べ残したものをそのまま放置をしているという方が見られること、そしてその置き餌などを原因として新たな猫が誘因をしていること、地域猫活動をしているというような情報を聞きつけた方がその地域に猫を遺棄するケースが見られること、そして現在県が主体となっている地域猫活動ですけれども、今後は市町村の協力を更に得たいということが今後の検討課題でございます。以上です。

塩本会長 はい。事務局からの、本年度の報告をしていただきましたが、この件につきまして、委員の皆さまからのご質問、ご意見はありますでしょうか。

委員 質問なのですが、21 ページの地域猫のところ、手術支援期間が6カ月以内というのは、これは生後6カ月以内ということでしょうか、それとも地域に認定された期間が6カ月ということですか。

事務局 はい、その地域の支援の期間が6カ月間ということですよ。

委員 分かりました。

塩本会長 他いかがですか。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。議題2の項目につきまして、事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料の 22 ページをお開きください。

平成 28 年度新規事業についてのプレス資料を掲載しております。今年度の事業を受け、新たに 28 年度予算を獲得した事業について4つ載せてございます。個別には順次ご説明の方、させていただきたいと思います。

まず、災害救助犬についてご説明させていただきます。

手元の資料 23 ページをお開き下さい。災害救助犬・セラピー犬育成プロジェクトにつきましては、平成27年1月に開始をいたしまして、本格的に県の事業として予算化されたのは平成27年9月ということになります。スタートにあたりましては、推進協議会の構成団体の皆さまからご指摘、もしくは側面からのご支援をいただいているところです。この会議で報告をさせていただきたいと思います。

目的・役割・実施計画等々につきましては、これまでのご説明の通りでございます。経過報告ですけれども、平成 30 年度までに災害救助犬・セラピー犬合わせて 100 頭を育成するというような行動計画を立ててございます。現在も常時飼い主の公募というのを行っておりまして、飼い主さんが見つかり次第、また、見合う資質のある犬が見つかり次第、訓練に入って行っていただくということをしております。

現在、平成 28 年2月末 18 頭育成中となっておりますけれども、3月の時点で、災害救助犬が2頭、それから、セラピー犬が 19 頭ということで合わせて 21 頭を育成しております。

育成、それから災害救助犬認定の流れにつきましては、資料の 24 ページの方にフローチャートとして、お示しをしております。簡単にですがご説明いたします。まず、センターに收容されております犬の中から資質のある子犬につきまして、まず訓練機関の方に預かっていただきまして、より詳細に資質の判定をさせていただきます。これで、OK と

いうことになれば、飼い主の募集を並行して行っておりまして、センターの譲渡会におきまして、飼い主さんにお渡しをし、その後、飼い主さんと共に訓練機関の方に通っていただくというような流れになっております。

3月の6日に、9月から本格的に飼い主さんと一緒に訓練を行ってございました2頭の犬、ゲンとモナカにつきまして、候補犬の審査を行っております。2匹とも、審査を合格しておりますので、今後も引き続き訓練を続けていただきまして、来年の3月には県が災害救助犬の認定基準を策定しまして、認定試験を行いたいというふうに考えております。

3月6日の災害救助犬認定審査の要請につきまして、少し資料飛びますけれども、27 ページにすこし写真をアップしております。この審査の内容につきましては、災害救助犬育成経験もございます、ノイマンドッグスクールさんをお願いを致しまして、いろいろとアドバイスを頂いた中で、審査項目を決めさせていただき、審査を行っております。人慣れの具合、基本的な服従訓練の入り具合、それから、音に対する反応、捜査意識、探索意識、といったところをテスト致しました。

それから、セラピー犬でございますけれども、資料の 25 ページにフローをつけております。セラピー犬育成につきましては、今年度、公益社団法人徳島県獣医師会に委託を行いまして、セラピー犬育成事業というのを実施していただいております。現在 19 頭育成中でございますけれども、災害救助犬と比べて、セラピー犬の方は訓練期間が短めになっておりますので、今年は3月 21 日に一番最初に行いました、セラピードッグの認定試験がございました。写真は次のページ、26 ページにつけております。訓練を終わりました6頭の犬が飼い主さんと共にセラピー犬認定審査にご参加いただきまして、6頭とも合格ということになっております。6頭につきましては、4月 29 日に動物愛護管理センターにて行います、ふれあいフェスタの方での認定式、それからふれあい活動に順次ご参加を頂くという予定としております。

引き続きまして、資料 29 ページになりますけれども、平成 27 年 9 月 18 日(金)に知事、それから動物愛護推進員さんをお招きしまして、動物愛護管理センターにおいて意見交換会をしております。その件につきましてご報告をさせていただきます。

まず、知事は動物愛護管理センターが初めてということでしたので、いろいろと施設の中を見ていただきました。その中で、動物愛護推進員さんや、推進協議会委員であります平野さんにご参加いただき、ボランティアさんが普段どういった活動をされているのかというのを見て回られました。その後、知事との意見交換会をセッティング致しまして、参加者は、動物愛護推進員さんが5名、それから推進協議会委員1名ということになっております。写真をお付けしております。

散歩ボランティアさんと一緒に散歩をしていただいたり、あと子犬の世話として子犬の出し入れをしていただいたり、子猫のミルクボランティアとして授乳体験をしていただいたりというようなことを知事にやっていただいております。

なお、意見交換会につきまして、参加いただいたボランティアの皆さまからご意見を頂いておりますのでここで少しご紹介したいと思います。30 ページになりますけれども、まず、大きな項目3点に分けて意見交換を行いました。

1点目が飼い主啓発についてということで、ボランティアさんからのご意見、ご提案として、企業(著名人、県民)一体で啓発に取り組むことが必要ですね、ということ。この中で、著名人であるとか、知事も一緒に啓発 DVD なんかに出ていただいて、この DVD 作成というのを試してみてもどうですかというようなご提案もありました。また、一方で現状では捨てられる犬猫が非常に多いということ、まだまだ避妊去勢手術が処置をされておられませんので、こういった必要性の周知というのが必要であるというようなこと。後、マイクロチップの義務化というのは検討できないかというようなこと。これに関連しまして、猫の登録制度についても検討できないかというようなことのご提案がございました。また、犬猫の問題だけでなく、環境問題として捉える事が必要なのではないかというようなご意見や、あと教育機関との連携が必要になってくる、教員の義務研修に加えていくというようなことを検討していった方がいいのではないかというようなご提案もいただいております。

続きまして2点目は、不妊去勢手術の必要性についてといったようなところで意見交換をいたしまして、その中で、ふるさと納税の TNR 補助への活用ができないか、というようなご意見もございました。現在、県の方ではふるさと納税を活用して、災害救助犬・セラピー犬育成事業に活用を行っておりますけれども、これを広げて、TNR 補助なんかに使えないかというご意見を頂いております。また、飼い主のいない猫対策というのは、特に、市町村さんとの連携というのが必要となってくるので、今後もっと市町村さんとの協力体制を整えていってほしいというようなこともご意見として出しました。

3点目に、譲渡動物専用保護施設の必要性についてということで、現状では感染症により助かるべき命が助からない現状があるということ、それから収容動物のストレスを軽減すべきでないのかというようなこと。また学校教育、児童の情操教育の場が必要であるというようなご意見ができました。

本当に日ごろご苦労されているボランティアさんが感じている事を率直に、知事の方にご提案を頂きまして、県としても前向きな検討を行った結果、実は来年度に向けてなんですけれども、TNR を含めた市町村への補助金制度、それと2点目に譲渡交流拠点施設の整備というような大きな制度というのが、やっと実現したというようなこととなっております。

続きまして、先ほどのわくわくトークを受け予算化が実現しました、TNR 支援事業のフローといたしまして、22 ページの方へ戻っていただいております。

22 ページの左側の下の所に、「(新)」とあって、市町村適正管理推進モデル支援事業と致しまして、【400万】というような予算がついております。実質的にこの推進モデル

事業の予算としては 375 万になります。この市町村交付金というのは、市町村が実施する地域における動物適正管理の推進という形で県が2分の1補助をしておりました。これは 21 年度から実施しておりますが、27 年度には全 24 市町村がペットの避妊去勢手術、終生飼養の啓発にこの制度を活用していただくところまでやってきました。

この制度を活用して、今回市町村主体の取り組みをさらに強化するために、中段のところになるのですが、野良猫不妊去勢手術（TNR）に積極的な支援ということでボランティアが市町村へ申込みをし、市町村、県、獣医師会、地域のボランティアで費用を負担するというふうなものを現在制度化していております。

安易な繁殖防止と TNR を含めた地域の取り組みというのを推進するのがこの事業の主な目的で、いままでの、ペットの避妊去勢手術のところと違ってするのが、資料 31 ページにざっくりとした、申請から手術後の獣医師会さんへの報告までのフローが書いてあります。住民からの申請を市町村さんの方で、ペットの不妊去勢手術と同じように受付をしていただき、市町村さんの方から申請者さんへ通知していただいて、病院へ手術、そして病院の先生から獣医師会さんのほうに報告をしていただいての取りまとめという大まかな流れは変わらないのですが、ここに飼い主がいない猫という部分で、どの飼い主さんの猫を何頭受け付けていくかという、先着順の受け付けというふうに書いてありますが、こういったところについてどういったやり方がいいのかというのをまだ検討しているところですので、委員の皆さま方のご意見等いただけたらと思っております。

また、その下の、野良猫かどうかの確認といったところで、地域の方に、動物愛護推進員さんがおられる場合、ちょっとのぞいていただいて、「ここはこういうふうにやっています」という助言なんかもいただきつつ、適正に猫を減らしていけるような形になるでしょうというような推薦をいただける場所、又はその地域の住民3名以上というふうにしているのですが、この何名か複数名の合意というところで、何名くらいの合意で、こういう事業として申込みの方ができるようにしていったらどうかというところで、ご意見等いただけたらと思っております。

続きまして、22 ページに戻っていただけたらと思うのですが、右側の下にあります、譲渡交流拠点施設整備事業、28 年度は基本設計・実施設計という部分で 1,400 万円の予算となっております。感染症対策を講じ、譲渡収容能力の大幅増加を図るため、新たな施設を整備することを目的としております。所長の方からの始めの話にもあったのですが、平成 28 年度基本設計・実施設計を 1,400 万で実施し、そののち、29 年度には用地の取得と建設工事に入ります。供用開始は平成 30 年度を目標としております。

施設の概要といたしましては、今のところ、施設規模を 300 m²程度、収容能力としては犬 50 頭、猫 50 頭で、年間の譲渡頭数 600 頭をコンスタントに譲渡が出来るような施設としていきたいと考えております。機能として、平時と災害時のリバーシブルな活用ができることを目指しており、平時にはふれあいスペースであるとか、ボランティア活動、トリミングやミルクボランティア活動をしていただける所、また子どもさんや、一般の方の体

験学習に活用していただけるようなスペースを設けていきたいというふうに考えております。

また、災害時には被災動物の救護支援センターと救援物資の配布の拠点となるような施設を考えております。この施設の運営にあたりまして、今後ボランティアさんの位置づけが非常に重要になって参ります。ボランティアさんといたしまして、現在、お散歩とか、お世話のボランティアさん、あと譲渡ボランティアさんというかたちで、先ほどできていた団体譲渡の登録をしていただいているボランティアさんもおいでます。

また、災害時の動物の一時預かりをしていただけるようなボランティアさんであるとか、このセンターの方に災害で被災し保護された動物の世話に来ていただけるボランティアさんといった形でいま、募っているのですが、こういったボランティアさんの活用も含めた、要領・制度作りをしていかなければならないなというふうに考えておきまして、そういった意味での、いろんな皆さまの知っていらっしゃるような、こういったやり方があるよっていうアドバイス等いただけたら、ありがたいと思っております。よろしくお願い致します。以上でございます。

塩本会長 はい、事務局からの説明は終わりました。これから、次年度の計画に入るんですけれども、次の新年度のこの検討委員会の開催は何月頃の予定ですかね。通年の事業として、どのくらいの時期での開催かという目安を示していただきたいです。

事務局 28年度は6月位に開催したいと。

塩本会長 ではそのときの資料としては、28年度の計画という文言はありましたかね。計画表は出ないのでしょいかね。

事務局 文言はないのですが。

塩本会長 そうですね。そういう文章とか、検討会の機会がないのであれば、今回の次年度に向けての一番提言といいますか、計画といいますか、そういう位置づけになると思うのです。ですから、いま事務局から話がありました、楽しい事業もありますので、それについて、こういうふうに展開していけばいいのではないかという、積極的な、具体的な提言がここで出せる機会かと思えます。

もう一度繰り返しますと、徳島県がやって来て、これからの検討課題ですと理解してくれているのが21ページにあります。それから、ボランティアさんに来てもらって意見交換をした中で、こういうのがいいんじゃないかといって、まとめてもらっているのが30ページにあります。それから徳島県が、これから向かっていく事業が、ちょっと前後して22ページになります。そのあたりの資料が、今日のこれからの議論についての資料になるんじゃないかと思えます。ということで、来年度に向けて、提言できる、協議会として非

常に良い機会ですので、皆さんの意見をいただきたいと思います。

ちょっと幅広いことかと思いますが、どこからでもかまいませんので、どうぞ提言なり、質問なり、アドバイスをお願いします。はい。

委員 24 ページの災害救助犬の育成の流れというところの、2番の育成関連の判定基準というところなんですけども、その前に、盲導犬なんかだとパピーウォーカーという形がありますよね。できたらああいう形で、1ヶ月でも2ヶ月でも長いほどいいですけども、譲渡の前にセンターさんである程度してもらった方が私たち訓練機関としてはありがたいです。

今回いろいろとやってみて、普通のペットとしては問題ないんですけど、別れられた時のトラウマとか、いろいろ、今まで私どもが考えてなかったような部分が見られる犬がいました。できたら、そういうような形で何カ月か、やってもらって、私らがそこに行つて、適正を見るとかですね、そういうふうな、なにかもう一段階入れてもらった方もっと良いと思います。

これは全国でも、私の知る限りでも初めてと思うんですね、アマチュアの方がこういうのをするというのは。今まで全国では、何度も経験したアマチュアとか、プロとかそういう方が育成して、いろいろやっているんですけども、標識とかそういう部分はかなり珍しいものですから、ちょっと難しいかなというところもありますので、できたら、検討をお願いします。

塩本会長 今年初めて経験してみて、次年度に向けた非常に具体的な良いご意見だったかと思います。他いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員 今年の取り組みで、団体譲渡がすごく多くなっていて、団体譲渡の有効性というのが数字上では分かるんですけども、いろいろお話を伺ったところによると、割と無理をして譲渡動物を入れる団体さんであるとか、処分されるんだということであれば、ちょっと頑張つて引き取ろうかというようなことがあったりですとか、譲渡先は県外でもいいかなとは思うんですけども一時預かりまで県外の人に頼むような感じで引き受けるところがあるみたいなので、あまりにも無理があるのではないかなと。

センターでも譲渡手続きが割安になったりすることもあると思うので、団体譲渡の団体さんについて少し規定を設けるではないですけども、一時預かりは徳島県内にするですとか、その団体さんの許可を超えないような処置がいるのでは。例えば山梨県に捨てられた犬などを預っている施設さんがあるそうなんですけど、そちらでは、上限を決めて、それ以上引き取らないというふうにしていたりですとか、そこのスタッフが訓練士見習いのスタッフさんがいるんですけど、その人達が月にお世話するのは何頭までと決めるとか、団体さんの内部でいろいろ規定を設けているみたいなんです。あと、感染症とかがでた場合に治療費用がかかるので、その費用はプールしておくとか、そういう(経済基盤も含めて)団体としての規定を、譲渡できる団体であると認定するであるとか、センターさんと団体さんとの負担を減らしていくような形を検討してみてもいいんじゃないかなと思います。

塩本会長 今回の意見についてですね、数字上で見ていけば、団体譲渡というのが非常に多くて、数字を追っていくと非常に助かっている部分もあるんですけども、そういうことについて徳島県としては取り決めをしているか、どのくらいまで把握をしているか、そういう状況をちょっと教えて下さい。

事務局 まさに今、団体譲渡の方は、見直しをしなければならない時期に差し掛かっているなというふうに、ご指摘の通りです。やはりセンターの方から団体譲渡の登録を頂いている方が24団体あるんですけども、そちらの方を通じて、従来は、新しい飼い主さんを探していただくという形だったのですが、新しい飼い主さんを県外に直接探せるばかりでなくて、県外にある、動物愛護関係の譲渡のボランティアをされている方を通じて里親さんになってほしい人がいるんですというような情報をお持ちの方が、1回その県外のボランティアさんを通じるというふうな形ができつつあります。

まさにそれも広域譲渡にも関わってくるんですけども、そういったシステムがある中で、一方では、その仲介してくださっている他県の団体さんの所で溜っていつている、要するに動物がプールされてしまって、その県で多頭飼育が…

塩本会長 それはどのくらいまで追跡できているのですか。徳島県で渡した時はもちろん団体譲渡なんでしょうけど…

事務局 徳島県としては、そうならないように調査をして、相手側からも報告をいただくようにしているんですけども、少しその整理が甘いとかまだついていないところがあるので、そこがあまり分かりにくくならないように…

塩本会長 そうですね。最初話したように、数字を見れば非常にありがたいところで、そこに頼りがちになるかと思うのですけれども、次のレベルに上げていったときには、そのキャパの問題であるとか、感染症が起こったときの次の問題であるとか、やっぱり自分たちの単位に合わせてやっていって、県側としてはやっぱりその能力をしっかりと把握していないといけないし、本当は最後の最後まで追跡していきたいところですよ。

事務局 現在の譲渡要領内での団体の登録申請につきましては、それぞれの団体さん、まあ個人の方が多くはありますが、譲渡の上限枠を設けておきまして、施設の規模に応じて、例えば2頭のキャパのところは2頭ちゃんと飼い主さんが見つかって出ていって、譲渡の報告書が上がって来て、次の子、というような仕組みにはしているんですけども、そこを徹底してやっていって…

塩本会長 一次の所までは、しっかりと把握できているということですかね。では、次の段階としてレベルをちょっと上げてもらって、しっかりとした所で、いま検討中というところですのでね、あと一歩レベルを上げてください、というところでよろしくお願いします。

委員 団体譲渡も個人譲渡もそうなんですけど、講習みたいなので受けさせているのですか。それともこういうふうな感じでやってくださいよ、みたいな感じでしょうか。

事務局 条件というのが決まっております、それは文面で説明して、さらに施設の方に確認に行き、誓約書とか、1頭1頭出すときには必ずその動物に対しての誓約書、譲渡後には譲渡報告書、避妊去勢手術の終了済みの報告書というのをいただくような流れを取っております。

委員 意外と一時預かりする人って、自分のところにも必ず犬猫がいるんですよ。その上で預かるので、自分のところの飼い犬、飼い猫を完璧に予防接種をして、ウイルスチェックもして、きちんとした形で自分は飼っている上で引き上げるにしても、別に、飼えるという状況のスペースがあって、やっているっていうのがじゃあ 100 %なのかと言ったら、そうではないですよ。

それで、問題が起こっているのであれば、やっぱり愛護センターが関わってやっていることだから、センターがある程度マニュアルを作って、こういうふうな形でないと出せませんよ、預かってもらえませんかというのを持っていかないと、以外とパツと行ったら、自分のところの飼い犬飼い猫は何もやっていません、みたいな、そこで感染症が移るって言われたら、せっかくそれで譲渡しようとしているのにそれができないってことになるから、そこらあたりは完ぺきにしていかないと、今もパピーさんのレベルもものすごく上がっていますので、

事務局 いま、恐らく直接的に愛護センターに一時預かりとして登録をしていただいたり、団体譲渡として登録していただいた方には制限がありまして、まず飼い主を探す会を受講して下さい、であるとか、今年は環境省の適正譲渡講習会がありましたので、そのときにお声かけをしまして、参加をしていただいたりということがございました。

けれども、その直接的なつながりのない一時預かりさんというような存在がいま出てきているところで、その部分は愛護センターとしても今までなかなか、アドバイスとか助言ができていないのが現状だと思います。そこをなんとかセンターの方でも支援をしながら、一緒の方向を目指して方向付けができるような研修会っていうのは必要だなあというのは感じているところです。

委員 団体譲渡といいますけれども、うちは1番に団体譲渡を登録しているところなのですけれどもね、基本的に、さっき委員さんが言われたみたいに、個人譲渡の人と、団体譲渡の人がおんなじ団体譲渡で結局団体として判断されているのが、うちとしてはなんかすごく不愉快なときがあるので、できれば個人譲渡の人は個人譲渡という形で分けていただきたいと思います。多分いま委員さんがおっしゃっていたのは、個人の方だと思います。できたら、分けて下さい。

多分私たちが団体譲渡を登録した時は別れていたと思います、おそらく。いつの間にかみんな団体譲渡となっていました、団体という名前を極力使うのは避けていただきたい。団体だけに、使ってください。よろしくお願い致します。

塩本会長 取り敢えずここまで数字数字の至上主義できたところがあるかもしれませんが、そういう質の問題、先の先まで動物のことを思って、最後までもう少しトレースができる形で。決してオーバーにならないように、みんなが長続きできるような、動物のことを思っての、そういうレベルでは是非来年度には、一部でもレベルアップをしていってください。

委員 あともう一つ、ちょっと提案なんですけれども、いま実践的に殺処分ゼロという言葉がすごく回っているんですよ。この「殺処分ゼロ」というのがキャンペーンみたいになっちゃって、誰も彼も参加するみたいな形で、前回の推進協議会でも、話してもらったんですけど、なんかこう愛護精神を煽っているような感じで、それで愛護の取り方っていうのは人それぞれっていうことがあります。例えばいま殺処分ゼロを目指すっていうことになったら、例えば、譲渡が不適切な動物の処分に対しても不平を言う人が必ず、絶対に出てくると思います。いまも多分出てきていると思います。そこらへん全然分かっていないというか。素人の方で、今までそういう危険な動物を扱っていない方で、やたらその愛情を持ったら治るとかなんとか言って、これから頭数を減らしていく上で、何か出てくると思うんですね。

実際活動していると、イギリスであったり、ドイツであったり、いろんなところありますで、知り合いの話や情報が入ってきます。うちの団体の代表もそうなんですけれども、殺処分ゼロ、処分していないよといいながらも、やっぱりその病気であったりやむを得ない子であったりだとか、危険な子であったり、ある程度獣医師さんの判断でやっぱり処分しています。それをやっぱりゼロって言っているので、例えば、殺処分ゼロっていう言葉を、違う、もうちょっと意味合いのある、もう一歩先の、例えば私たちの考えだと、殺処分ゼロじゃなくて、「ホームレスのペットがない社会」みたいな感じの考えを持っているので、そういった感じでいいキャッチフレーズというか、言葉の方がいいんじゃないかなあというふうに思ったりもするのです。

塩本会長 この言葉については私もちょっとそれは、最初感じたところなんです。あんまりいまここで答えを求めませんけれども、まあそういう人もいるかも分からないので、ゼロというところの定義だとか、出し方だとか、十分にまたこれから議論を深めていってください。確かにキャンペーンとして伝える、インパクトのある言葉ではあるので、そのところをまた見解として少し定義なり、使い方なり、固めていってください。

西條委員 よろしいでしょうか。いま委員からもありましたけれども、我々も殺処分ゼロっていうことを26年から使い始めたんですけれども、冒頭に今西室長さんの方からもお話しがありましたように、やっぱり我々獣医師とすれば、どうしても殺処分をしなければいけない動物がいる場合があるところを意識した上で、それでも殺処分ゼロというふうな言葉を使ったんですけれども、それは冒頭にやはりもともと殺処分の数が非常に多いというところで、いかに減らそうかという位置づけの中で皆さんに、救える命は救っ

ていくんだ、と、命としての大切さというところを意識もっていただくために、殺処分ゼロというような言葉を実は冒頭で使わせていただいたというのがございます。

今後中身が、少しずつ見えてきつつありますので、そういった中では、殺処분을止む無くですけれど、しなければならぬものについては、きちっとそれを出していくという形を、今後取れば取っていきたいと思います。

ただ、まだ今のところ 1,000 頭を超えているような状況でございますので、やはり我々としても、平成 30 年にはこの半分にして、540 頭とか目指しています。そうすると、一日 2頭から3頭というふうなところになろうかと思えます。そのときには、獣医師として判断した中で必要なもの、やむを得ないもの、助けることができるものは助けるというふうな方向に持っていけるように、これから準備をしていきたいというふうに思っています。

塩本会長 是非、お願いします。そういうレベルまで、来たかと思えます。

他にございますか。幅広い中で、どこからでも結構です。どうぞ。

委員 すいません、市町村の TNR 補助事業なんですけど、いつから始まるのですか。

事務局 もういま名乗りをあげていただいている1市と2町のところは、この TNR を含めた、交付金の予算を取っていただいている状態です。その中で多分、多頭飼育のえさやりさんが多いと思うので、その受付の頭数ですね、多分一軒で平気で 10 頭とかというようなことがありうるんだろうなという中で、どういう受付の取り方をしたらいいのかなと、1軒2頭とかってなっていたら、それではなかなか減らないのかなとか、いろいろ考えながら、行政としては、一定の家だけに優遇されているような形にはできないので、その部分をみなさんはどのようにお考えなのかというところを、お伺いしたかった部分ではあるのですが。

塩本会長 失礼しますが、ちょっとアドバイスしてください。いまの件でですね、他にもいっぱいあるかと思うんですけども、この 31 ページのことについてちょっとお話ししましょうか。ちょっと動き始めますので。

順番ではないのですがけれども、いまやっている事業でいえば、飼い主のいる猫、それから公園猫、それから地域猫、そこまでやってきている実績があがってきた、新たに、それに当てはまらない飼い主のいない猫についても、スポットをあてていこうという話ですよ。そうなってくると、公正ある形として、はっきりしないようなところが出てくるかも、分かりませんね。

このフローの中で、どこからでも結構ですので、ちょっと2つでも3つでもアドバイスしていただけたら、ありがたいかと思えますけれども。

委員 やっぱりどの現場に行っても、最低 10 頭にはなると思えます。それ以外に漏れたのは実費でいってもらわないと、しょうがないと思うんです。ある程度市町村がするから、普通のメスで1万円だったらそれが5千円でいけるわけじゃないですか、自己負担

が。

それで 10 頭で、まだあと5頭いるとしますわね。その5頭は自分で、もう実費で出してもらおうという形で絶対、TNR ってどの現場も 10 頭は絶対出ますよ。10 頭以上は。

だから、それだったらメスばかり 10 頭先に手術してもらって、それでもその現場にもよりますけど、あとのオスは実費でやって下さいと、いう形ですか、これもすごい良い事業やから、始まっていかないとしょうがないんですけど、最終はこれが予算どうこうじゃなく、県から離れて市町村独自で出してくれたら本当はいいんですよ、ゆくゆくはね。動物愛護管理センターも関わるんだけど、市町村自身が予算を組んで行ってくれたら、本当はいいんですよ、市町村の話なので。結局ね。

だから、いまは、これでみんな表裏一体になってやっていったらいいと思うので、それでやって行って、ある程度そうしてきたら、いま地域猫ってみんな誰でも知っていますからね。いま、どこいっても、「あっ、地域猫」って知ってますよね。だからこの TNR もやっていけたら、実績が出てきて、「こういうふうに申請出したらいけるんや」ってなってくるんですけど、なにが問題って、市町村がどれだけしてくれるか、なんですよ。それが、まだちょっとでしょ。

事務局 条件でちょっと出方をみるというか、他の市町村さんどんな感じかっていうのをみたくていうのをおっしゃるところもあります。

委員 この間の知事さんとの懇談会でもそうですけど、動物愛護だけの問題じゃなく、徳島県の環境問題をじゃあどうするんだと、震災があった時もどうするんだと、今のうちにきっちりやっていかないと、ゆくゆく大変な事になるから、これ市町村問題として、本当にやっていってもらわないと、県の動物愛護管理センターだけが必死になってやるような問題ではなくなってきました。最初はこの形でいかざるをえないんじゃないですか。

塩本会長 これは地域は限定しないのですか。地域猫とは違って、地域は、住所は書いてくるだろうけど地域は限定しない？

事務局 限定しないで、あくまでも個人とか、そこの県民、住民の方が申請していただくという中で、その方が餌やりをしてしまったのか、知り合いの方等々で餌を与えていて増えたのか、なかなか合意形成、要するにその住んでいる地域では認めてもらえない地域猫としては、ちょっと活動できないようなところっていうのは結構たくさんあるんです。

塩本会長 そしたらそのやり取りの中では、自分たち住民の3名以上の人の名前が上がってきた人から餌あげてね、糞の処理してね、というそういう契約書みたいなものはできてくるんですか。地域は決めないけど、あとはほとんど地域猫に近い形で？

事務局 近いところで、ご自身で。是非ですね、初めての TNR の補助になりますので、現場経験のあるもしくは、委員のみなさまからどういった方法でやれば、TNR が効果があって、また市町村さんが実施できやすかったというのをぜひ案を、いただけたらなというふうに考えております。今日もし、この場で、こうしたらいいんじゃない、とか、このへんまではルールで決めとった方がいいんじゃないとかですね、そんなご意見があればぜひいただければ。

委員 これもう、市町村の社会問題として取り上げてですね、個人であろうが誰だろうが、もう先着順にしていったらどうです、とりあえず。それが一番と思います。

例えば、私達も相談を受けるんですけども、その方一人で、周りの近所からみんなから反対されている人とかもおります。ひょっとしたらこの人が餌をあげたのかも分からないですけども、実際この人そんなに裕福なお金を実費で出すこともできません。

結局泣きついていくところがなくて、うちに言ってきたんですけど、うちもそこまで支援できるだけの予算とかもないので、結局どうしようもないんですね、行き詰ってましたその人。だれが助けてくれるのかとなっていくたら、もうこの事業で市町村がやっていかなあかんと思うんですけど、例えばこの住民3名以上といたら、その住民3名さえも集められない人、もう本当1人、まわり村八分にされて一人だけっていう、別に猫好きじゃないのに、たまたま自分ちに猫が集まってくるからっていうので、周りから苦情だけがこう出る人とかね、そういった人がいるので、出来たら、本当とりあえずは、猫がいるところは全部行って、TNR をしていく、もしとりあえず今年度の予算がこれだけあったらこんだけ全部使い切るくらいで、先着順でとりあえず TNR していくっていうのが、効果があるんじゃないかと思うんですけどね。

塩本会長 はい、貴重な意見ありがとうございました。

では、時間的な限りもありますので、たくさん今日初めて見る資料でもあるかと思しますので、たくさんのご意見があるかと思いますが、これで先ほど徳島県の方から話がありましたように、もっともっと提言、提案をしてあげてください。それがすぐ採決となるかどうかっていうのは、分かりませんが、いろいろ言ってあげて、その中で、徳島県として取りまとめたいって、よりいいものにしていてください。

とりあえずは4月1日から、出発するというので、飼い主のいないものについてはそれこそ、3本の矢が立ちあがったところですので、是非、進めて下さい。

では時間が大分来ましたので、取りまとめにしたいと思うのですが、取りまとめは、22ページの資料でしたいと思います。

飼い主のいない犬猫がいて、そして、この目指すところは殺処分ゼロ、ゼロの言葉に問題はありましたけれども、それを目指するために、いろいろな策をやってきました。徳島県が主体となって、いくつかの団体と一緒に進んで来て、新しい一つとして、災害救助犬の育成だとか、セラピー犬の育成っていうことも少し軌道にのってきました。

それから、その下にあります、市町村管理推進モデル事業という新しい事業ですけれども、横への広がりがずいぶんと出てくる事業かと思えます。この一番右の下側、次のまた新しいときを目指して、こういう制度というのも出てきて、非常に譲渡犬のこういう施設が出来れば、また新しい展開が望めるんじゃないかと思えます。

それで、みなさんに最後お願いしたいんですけれども、横への広がりで皆さん非常に理解しています。市町村さん、どうでしょうか。みなさん住人の方への浸透って大丈夫でしょうかね。意識の問題だとか、ちょっと市町村によって、心配があったり、人・個人によっても差があったりするかとは思いますが、いかがでしょうか。ぜひ、頑張ってもらいたいと思うんですけれども。

市長会委員 今日のお話いろいろ聞かせていただきまして、今回の話を持って帰りまして、上司の方とも検討していこうと思うのですが、確かに徳島市内で、犬とか猫で、どうにもならないという確かに連絡は入ってきておりまして、今後、地域猫の話、いまはずっと県がさせていただいておりますが、どうとっていくかというようなことも考えております。

そして、吉野川の河川敷にもたくさん、野犬の方が多みたいで、そこに捨てられていってる犬がおるんであろうというふうにも考えておりますので、その対策についても今後、市としても考えていく必要があるかというふうにも考えております。

まだこの市町村の適正管理推進モデル支援事業ですかね、そちらについてもこれからできたばかりということで、徳島市の方はペットの去勢手術の補助金という形で、県半分市半分で出させていただいております、それが年間 200 頭という形ですが実際は犬の方が 50 頭を切っておりまして、猫が 150 頭という状況にはなっています。

その中で、特別、出してあげる方がおられるかどうかということまでは、こちらの方は判断しておりませんので、出された方で当たれば、大体 200 頭あれば、今のところいけると感じはありますが、さしていただいております。それをまた新しいこのモデル支援事業でこういうふうに変ったところを、市の方が何できるかどうかっていうのもこれから持って帰りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

塩本会長 それから、意見うかがう中では、これから意見の中で、情操教育とか学校教育の中での取り組みもありましたけれども、なにか考えておるところがございましたら。

教育委員会委員 まあ学校教育全般と致しまして、動物愛護の精神というのは、やっぱり大変大事にしていかなければならない部分なので、絶えず、命の大切さっていうのは、全ての教科で力を入れてすすめている所でございます。道徳教育をはじめとする人権教育、生活科、総合的な学習等々で、さまざまな人との関わりを大切にしたり、地域の状況、地域の環境などにも目を向けて、自ら働きかけていく、いけるような子どもを育てようということで、学校教育の方も取り組ませていただいているところです。

一つ、動物愛護管理センターさんとか獣医師会さんの方と連携させていただきまして、学校飼育動物ネットワーク事業というのに取りくませていただいております。子どもたちと動物の触れあう機会を設けて、命の大切さを実感させていただいたり、どうしてもいま、飼育動物が減少している状況がありますので、本当に生身の動物に触れあう機会を、少しでもたくさん取れるようにということもさせていただいております。

あと、職員の研修ということで少し話が出てたようですが、毎年夏にこれも、獣医師会さんの方にご協力いただいて、職員を集め、希望研修にはなるのですが、毎年20名前後来ていただいて、飼育環境の適正化等々、それから動物を飼育するっていうことが、子どもの情操教育にどういふふうに影響を与えるかというようなことも1日かけて研修を行ったりもしております。また今後、教育の方も、みなさんのお力をお借りしながら、前に進めていけるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

塩本会長 ありがとうございます。

いろんな動物を分類した時に、働く動物っていうのがあるんですね。その中でももちろん、盲導犬も入るわけですけども、今回からはセラピー犬とか救助犬とか働く動物、こういうところに、人と一緒に生活をしていこうという切り口で、だいぶ進んできたんですけども、そこでなにかご意見ありましたら。

委員 災害救助犬の訓練に取り組まれている先生のお話を聞くと、働く犬というのは犬と人間の信頼関係で成り立っていて、センター収容犬はマイナスからのスタートになってしまうので、かなり難しいですね。そのへんを考慮いただきまして、もっと密着できるような立場の人が、飼育でハンドラーになれたらいいんじゃないかな、もっと早いんでないかなというのは、傍から見ていると、そういうふうに感じます。県の職員の方のような、毎日ここに連れて来て、足もとで、待たせて生活を共にするぐらいの出会いというのは、なかなか先生難しいですよ。そのぐらいのハンドラーのレベルなんです。それを御理解していただいて、支援してあげなくては、とても大変じゃないかなと思います。

それと、さっき瓦礫の中のを探すというのは、そういう施設、先生のところはあるんですか。

委員 京都とかにあります。

委員 行かなくてはいけないんですよ。そういうのも瓦礫の設定をする場所も県の方から、土地ですとか枯れ木とかを用意して差し上げないと、なかなかできないんじゃないかなと思います。

新しく施設を建設するのも皆さんが行きやすい場所であるのと、また、周りの方が犬や猫の声がうるさいとか、臭いとかというのが難しいので、神山までなかなか足が行かないですけども、市内でいい場所があって子どもでも行きやすいぐらいの所があればいいかなと思ったりもするので、その場所の選定についても、瓦礫のところと併せていろいろとお願いします。

それと、盲導犬からですけれども、先ほど山崎さんの件、ありがとうございます。早くにお礼を言わなくてはいけないんですけれども、励ましの言葉ですとか、ご遺族の方にはご厚志とかをいただいて、大変喜ばれていました。

それからセミナーでは、パネル展をしていただきまして、皆さんにも理解の輪が広がったと思います。その辺をありがとうございます。合わせてお礼を申し上げます。

塩本会長 救助犬、セラピー犬につきましては、また特に先生方の専門的な知識、技術をお借りしながら是非進めていってほしいと思います。

今西室長補佐には、このようなたくさんの方の事業をしっかりとやっている徳島県だと思いますので、また今後ともご指導いただきたいと思います。裏返しに言えば、まだまだ処分する動物が多いからという話でもあるんですけれども、ご指導をよろしく願いいたします。

討議する事項は以上でございますので、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局 簡単ではございますが、最後の 32 ページの方に 3 月 11 日に開催いたしました「2016 動物愛護セミナー」について、協賛いただきました各方面の皆さま方にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また今後、収容頭数の削減に向けて、飼い主教育や啓発の方が一層求められております。4 月 29 日には動物ふれあいフェスタの開催を予定しております。推進協議会の皆さまを始め、推進員や各団体と連携して啓発に努めてまいりたいと考えております。皆さまのご協力の方、よろしくお願いいたします。

塩本会長 それでは、今日、予定していたのは全部終わりです。

では、事務局の方にお返しいたします。

事務局 これを持ちまして、平成 27 年度第 2 回動物愛護推進協議会を終了させていただきます。活発なご討議ありがとうございました。

議題1

H27年度実績報告および課題

処分数 1,489頭(推進計画目標頭数:1,100頭):犬 652、猫 837

【犬】処分数652 成犬405(昨年度-80)、子犬247(-82)

1. 野犬捕獲頭数 成犬376(昨年度-92)、子犬313(-66)

継続的に子犬の収容があり野犬が定着している市町村(放浪子犬の収容数);

徳島市35、鳴門市46、吉野川市28、阿波市61、

阿南市65、美馬市35、三好市16

→市町村の協力のもと、無責任な餌やり行為への注意喚起を

2. 所有権放棄による飼い主引取

多頭飼育崩壊;阿波市、松茂町、美馬市

→崩壊する前に避妊手術等の助言を

咬み癖、飼い主の体調不良が原因のものが多し

引取相談件数210件

3. 所有者不明の引取 成犬207(-1)、子犬154(+6)

成犬107、子犬6を返還

→新聞等での保護情報周知により成犬の返還率は向上

成犬全収容数のうち22.5%を返還

4. 譲渡頭数 成犬127、子犬231

飼い主をさがす会(一般譲渡) 成犬33、子犬106 (+36)

ボランティア団体譲渡 成犬94、子犬125 (+1)

収容数の減少により譲渡対象が拡大

軽度の疾病(フィラリア、バベシア、皮膚病)がある犬や臆病な子犬

→犬パルボウイルス感染症等による収容中の死亡を防ぐ(隔離、ワクチン接種)

譲渡棟整備による成犬の収容スペースの拡大

【猫】処分数 成猫295 子猫542

1. 所有権放棄による飼い主引取

多頭飼育崩壊；徳島市、三好市、つるぎ町（役場経由、所有者不明扱い）
引取相談件数85件
→避妊手術等の助言を

2. 所有者不明の引取 成猫277(昨年度+139)、子猫737(+109)

成猫の引取が多い市町村；那賀町31、美波町51、海陽町40、
美馬市56、つるぎ町18、東みよし町15

→市町村に周知徹底

- ・自活できる猫の引取をしない
- ・捕獲箱の使用による積極的な猫の収容はしない

3. 譲渡頭数 成猫38、子猫211 ※昨年度81頭の3倍

飼い主をさがす会（一般譲渡） 成猫18、子猫46 （+35）

ボランティア団体譲渡 成猫20、子猫165 （+133）

猫の譲渡希望者の増加

犬に比べて譲渡団体登録数は少ないが、

H27～ミルクボランティア制度を導入し離乳前の子猫も譲渡対象に

→譲渡棟整備により猫とのふれあいスペースを作り、成猫譲渡を促進したい

4. 地域における人と動物の共生支援モデル事業（地域猫活動）実績

平成27年度 32地域、496頭に手術実施（うち、244頭は協力動物病院へ委託）

平成22年度～27年度 67地域、1,230頭に手術実施

平成28年度 新たに4地域から申請を受理

議題2

平成28年度 動物愛護管理事業計画(案)

- 4月29日(金) 動物ふれあいフェスタ、動物愛護推進員スキルアップ研修
- 5月22日(日) 動物愛護推進員委嘱講習会
- 7月 1日(水) 第1回徳島県動物愛護推進協議会

- 7月14日(木) 第1回狂犬病予防業務担当者会議(東部圏域)
市町村、獣医師、警察

- 7月23日(土) 友愛フェスティバル 防災関係展示
三好市、友愛ホスピタル

- 7月28日(木) 第1回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議

- 7月30日(土) JCわくわくフェスタ 動物愛護関連展示
三好市、阿波池田駅周辺

- 7月27日(水)、31日(日)、8月6日(土) 一日体験学習

- 8月10日(水) 親子体験型教室

- 9月17日(土) 動物愛護週間啓発キャンペーン
ゆめタウン徳島、フジグラン北島

- 動物愛護週間啓発パネル展
9月 6～16日 徳島市役所ロビー
9月16～26日 県庁1階県民ホール
9月17～23日 ゆめタウン徳島
日程未定 フジグラン北島

- 9月22日(木) 動物愛護のつどい

- 11月23日(水) BOW BOW CLEAN UP とくしま 愛犬家による清掃活動 北島町

- 2月～3月 動物愛護セミナー2017

- 2月 第2回学校飼育動物ネットワーク事業連絡会議

- 3月 第2回徳島県動物愛護推進協議会

議題3

平成28年度新規事業について

1) 徳島県動物愛護管理適正化地域活性化推進補助金のTNRへの活用

市町村交付金: 市町村が実施する「動物適正管理の推進」に県が1/2補助

27年度 全24市町村が飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に活用
(県、市町村が2,500円ずつ補助)

平成28年6月 補助金交付要綱を改正(平成28年度事業から適用)

飼い主のいない猫への不妊去勢手術も対象に追加

事業名
一 地域における普及啓発に係る取組に対する支援
二 飼い犬・飼い猫の不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあつては、一件あたり5千円を上限とする。)
三 地域における飼い主のいない猫への不妊・去勢措置の推進に係る事業 (不妊・去勢措置の助成を行う場合にあつては、一件あたり5千円を上限とする。)
四 学校等における飼育動物対策の推進に係る事業
五 災害時の動物救護対策の推進に係る事業

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術については、
県・市町村・獣医師会が2,500円ずつ負担しボランティアによるTNRを積極的に支援

平成28年度は3市町がTNRへ活用予定

市町村適正管理推進モデル支援事業

年度当初市町村と獣医師会で委託契約

●飼い主がいる犬・猫

避妊去勢手術



申請は獣医師会等
一括して受付・抽選



●飼い主がいる犬猫:
市町村への申請者の
居住、登録等を確認後
獣医師会が一括して通知

新:飼い主がいない猫

避妊去勢手術



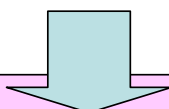
新:住民が市町村に申請



新:飼い主がいない猫:
市町村への申請者の居住
と、推進員による確認後
市町村が一括して通知※
隘路:確認作業、頭数制限

※認定通知書は

県統一書式作成の希望有



通知を持って病院で避妊去勢手術

●飼い主:

5000円引いた差額支払

●飼い主がいない猫:

7500円引いた差額支払



病院から獣医師会への実績報告



獣医師会がとりまとめ市町村への実績報告

市町村から獣医師会へ支払

2)「譲渡交流拠点施設」整備事業

新「譲渡交流拠点施設」整備事業 【14,000千円】

感染症対策を講じ、譲渡収容能力の大幅増加を図るため
新たな施設を整備

《施設概要》

施設規模：約300㎡
収容能力：犬50頭、猫50頭
年間譲渡頭数：約600頭

《スケジュール》

H28年度 基本設計・実施設計
H29年度 用地取得・建設工事
H30年度 供用開始

《機能》 平時と災害時のリバーシブルな活用

平時

ふれあい展示
ボランティア活動
体験学習

災害時

・被災動物の
救護シェルター
・救援物資配布



施設規模等

飼養室、観察室、トリミング室、マッチングスペース、活動室、倉庫等 約300㎡

収容能力：犬猫譲渡候補動物100頭を飼養

(成犬15、子犬35、成猫10、子猫40)

年間600頭の譲渡が可能

建築場所

ふれあい広場の一部を予定地として設計を行う

議題4

環境省モデル事業概要

1) マイクロチップ装着の推進

概要

動物取扱業者、県獣医師会、市町村、動物愛護推進員等ボランティアと協力して、①迷子ペットの防止、②終生飼育、③犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、④飼い主モラルの向上のため、動物取扱業者が販売する犬・猫及び動物病院におけるマイクロチップ装着による所有者明示の推進と適正飼育の啓発を行う。

協力事業者を掲載した啓発兼飼い主特典付きクーポン冊子を作成し、マイクロチップ装着のメリットを高め、また飼い主と動物取扱事業者の意識、資質向上を図る。

また、著名人を招いたパネルディスカッションを開催し、一般県民の動物愛護思想の向上を図ることにより、犬・猫の殺処分頭数の削減につなげる。

平成28年度事業内容

平成27年度事業を継続し、民間事業者等との連携によるマイクロチップ登録の更なる推進を図るとともに、マイクロチップ登録の課題について検証し、加えてマイクロチップを活用した猫の登録制度モデル的な導入に向けた検討をする。

(県)

協賛事業者の募集、関係機関との調整、啓発・クーポン冊子の作成及び配布、
県獣医師会へのMC及びアンケート配布(500個)
動物取扱責任者研修にて、有識者のマイクロチップに関する講習を実施
事業の検証のため、関係団体、有識者、環境省を交えた検討会を開催(3月下旬)

(県獣医師会)

協賛動物病院の募集、事業協力要領の作成、MC、アンケート及び冊子の配布

(協賛動物病院)

飼い主へのMC説明と犬・猫への装着、アンケート配布、AIPO登録手続きの代行、施術費割引協力、冊子配布

(動物取扱業者)

販売犬・猫へのMC装着(協賛7事業所)、
MC推進と適正飼育の啓発のためのリーフレット配布、MC装着に係る飼い主特典の付与

(市町村)

冊子の配布、MC推進

2) 広域譲渡の推進

概要

徳島県では譲渡動物全てに不妊・去勢手術、ワクチン接種等の健康管理とマイクロチップの埋め込み、ドッグトレーナーによる基本的なしつけを実施している。これらを譲渡メリットとして他自治体で譲渡希望がある子犬及び犬種について、当該自治体を通じた一般飼い主への譲渡を行う。

自治体間で連携した広域譲渡の制度作りを行い、処分頭数削減のため動物愛護啓発と適正譲渡を実施する。

平成28年度事業内容

平成 27 年度事業を継続・拡充し、受入れ可能自治体の条件をクリアして、自治体間の譲渡につなげる。

また、ボランティアとのネットワークもあわせて構築することにより、各自治体で負担のない仕組みをつくる。

広域譲渡のため、企業等と連携し、譲渡動物の情報提供やネットワークを構築する。

ボランティアを通じた広域譲渡と他自治体との連携(案)

- (1) ボランティアを通じた広域譲渡のため、無料で避妊去勢手術、マイクロチップ装着、ワクチン注射等を実施。
- (2) 協力自治体での、徳島県譲渡犬の飼い主募集ポスターの掲示。
- (3) 徳島県動物愛護管理センター登録譲渡団体と先方の譲渡ボランティアのネットワークにより、先方自治体在住のボランティアをつうじ近郊への広域譲渡を実施。
- (4) 譲渡後、飼い主へは、協力自治体の実施するしつけ方教室を案内。
- (5) 譲渡後、飼養自治体での犬の登録、マイクロチップの飼い主登録の確認。

議題5 災害救助犬、セラピー犬等育成プロジェクト飼い主募集について

災害救助犬

3頭が訓練中(うち1頭は飼い主募集中)

平成29年3月に認定試験を実施予定

災害救助犬「候補犬」の飼い主募集中！



只今訓練所で訓練中の子犬(№15333)
推定年齢約6ヶ月。男の子のコーギー♪
人懐こく、好奇心旺盛、他の犬とも仲良くできます♪
一緒に訓練に励んでくれる飼い主さんを募集中♪
※災害救助犬飼い主の要件を満たす方のみ
詳しくは徳島県動物愛護管理センターまでお問い合わせください。

セラピー犬

平成28年3月に6頭を認定し、ふれあい教室に参加



議題6

平成28年熊本・大分震災に係る熊本市からの被災犬の受入れについて

○受入れの経緯

熊本地震により、熊本市で迷子ペットが増え、熊本市動物愛護センターでの収容が困難になっていたことに伴い、4月22日、環境省から西日本自治体へ、熊本市に被災前から収容されていた譲渡候補犬29頭について受入れの要請があった。

本県は「広域譲渡推進モデル自治体」であることから、受入れを実施したが、徳島県における犬の殺処分があることから、「徳島県動物愛護推進協議会」を受け皿とした。

近畿、中国、四国、九州地方の27自治体(26箇所)が計29頭の受け入れを行った。

○徳島県が受入れた犬

熊本市が譲渡候補として選別した、飼い主のいない犬

雑種、中型、白、メス1頭(避妊去勢手術・ワクチン接種等の健康管理済)

○譲渡実施状況

5月22日、6月12日の飼い主をさがす会に参加したものの、新たな飼い主は見つかっていない。

2016年(平成28年)4月29日(金曜日) 位置

受け入れてもらったワン

熊本で被災の犬 神山で来月譲渡会

県や県獣医師会などで行く「県動物愛護推進協議会」は28日、熊本地震で被害を受けた熊本市動物愛護センターから犬1頭を受け入れた。5月に譲渡会を開き、新たな飼い主を探す。同センターは地震で敷地内に地割れが生じるなどの被害があったが、保護していた犬や猫の脱走などはなかったという。「殺処分せよ」を掲げている熊本市は、保護した動物は新たな飼い主が見つかるまで同センターで収容することとしているが、一連の地震で迷子犬

山町の県動物愛護管理センターで譲渡会を開く予定。参加には同15日までに申請が必要で、問い合わせは同センター(0888・6336・6122)。

「第九」で被災地支援
ベーターベンの「第九」を歌って熊本地震の被災地を支援するイベントが27日夜、鳴門市撫養町の市文化会館であった。

市うずしお観光協会や市などでつくる熊本応援チャリティー第九合唱会実行委員会が企画し、認定NPO法人「鳴門『第九』を歌う会」が協力。同会メンバーと、子どもの合唱団・うたの広場「NKB」の計約110人が「歓喜の歌」を高



熊本市動物愛護センターから受け入れた犬(神山町で)

が増加。新たに収容する頭数が増えたため、厚生労働省が引き取りを西日本各地の自治体に求めている。引き受けたのは雌1頭で、雑種の中型犬(推定4〜6歳)。約1年前に保護され、人慣れしており、ワクチン接種も済ませているという。

同協議会は5月22日、神